

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第60号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）

京都市健康増進センターにおいては、前払式利用券（プリペイドカード）を発行する方法により利用料金の支払を受けるとともに、当該方法による場合は一定額を割り引く運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現しようとするものです。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第60号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(前払式利用券)

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、前払式利用券を発行することができる。

2 前払式利用券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、その券面額からその2割に相当する額の範囲内の額を割り引いて指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)